

Business **C**ontinuity **P**lan

(事業継続計画)

三重県石油商業組合・三重県石油業協同組合

令和元年8月/令和6年6月改

■ 目 次

□ 事業の主旨	P 2
□ 基本方針	P 3
□ 活動の重点	P 4
1. 災害対策体制の確立	P 4
1) 本部組織と役割	
2) 支部組織と役割	
2. 被災SS事業所への救援体制	P 6
1) 被災SS事業所への救援要員の編成と配置・順列の確立	
3. SS事業所における防災対策	P 8
1) 発生時に備えて	
2) 警戒宣言が発令されたら?	
3) 地震が発生したら?	
4) 被災地SSの心構えと対応	
4. 被災SS事業所への救援活動とその地域での手助け・支援活動	P 11
1) 救援・支援行動の手順	
2) 被災地での救援要員の役割	

事業の主旨

近年、東海地震、東南海、南海地震の発生が予測される中、中央防災会議で検討された結果、東南海・南海地震においては、30年以内の地震発生確率70%（東南海地震）60%（南海地震）と言われ、またさらには台風による風水害など、これらの大規模災害に備え防災対策を構築することは、時の課題でもあり、なにより「心の準備」をもつことが、大変重要であると考えます。

当組合では、「安全で安心な街づくり」を目指す三重県や各市町との防災体制に協力し災害の発生による被害を最小限にとどめる為にも、「協調と結束」の組合理念に基づき、県内各支部事業所間での相互協力・支援体制を整えて、緊急連絡網を確立し、役割分担などを明確にすることで、非常時における対応の仕方など万一の際の初期行動の指針とします。

私たち「ガソリンスタンド」は地域に根ざした住民密着型の事業所として、災害時における頑丈で耐震性に優れた店舗施設を維持し、災害時要援護者（お年寄り・障害のある方・妊婦・幼児など）の救済の場所となり得るなど、自身の身の安全確保は勿論ですが、少しでも余力があれば地域の救援活動で消費者の負託に応える姿勢を兼ね備えておくことで、地域防災活動に協力いたします。

基本方針

人命（自身を含め）の保護

S S 事業所間の協力・救援活動

近隣地域への手助け・支援活動

様々な災害を想定した、防災対策の中で、特に地震災害を中心とした対策の構築を整備し、自身の安全確保も含め人命を優先とし、被災したS S 事業所へはS S 事業者間で協力し合って適切かつ迅速な救援活動を行うことで、被害の軽減に努め、事業を適切に継続・運営することを目的とします。また一方で近隣地域への手助け・救護などの初期活動に協力し、地域住民に寄与することが肝要と思われます。

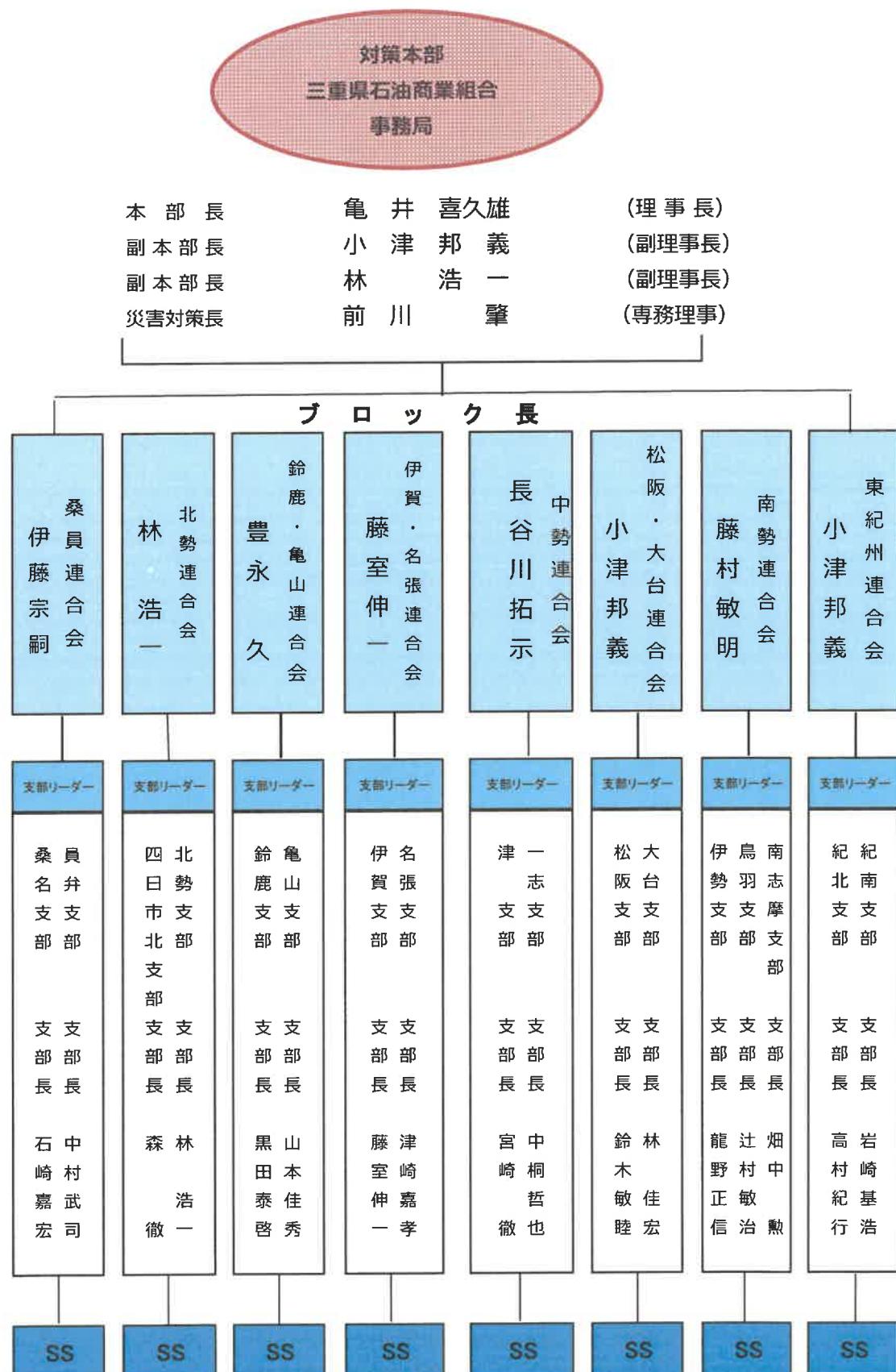
全従業員は予めこの内容をよく理解し、非常時には速やかにその場に合った身の安全と救援活動を行うことを基本方針とします。



活 動 の 重 点

1. 災害対策体制の確立

大規模災害における緊急対策及び防災活動を行うには、指示系統の確立とその役割分担を明確にしておく必要があります。当組合では、SS事業所間での救援・協力により被害を早期に最小限に回避するため、災害対策本部を石油商業組合事務局に設置して、発生時にはここを起点にして適時に指示を出し活動します。



1) 本部の組織と役割

本部役員は理事長と副理事長を中心に構成し、構成員から本部長1名、副本部長1名を選出します。その下にブロック長（理事）→支部リーダー（支部長）→各SSの順に指示系統に沿って適切・迅速に対応します。なお組合専務理事は災害対策長としてこれら本部役員を補佐し、非常事態時には必ず組合に出勤します。

対策本部の基本的な役割は、災害支援時の活動全般に対する指揮であり、非常事態宣言の発令条件を満たすと本部長が全組合員に非常事態宣言を行います。

条件：震度5強以上で自動的に発令する

震度5弱以下の場合は被災状況に応じ対応する

被災地から災害発生の連絡を受けた時は、正確な情報の収集に努め、被災地への支援を実施するために、各ブロック長に指示を出します。

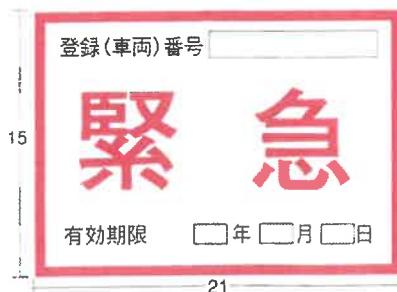
2) 支部組織と役割

ブロック長には、各地区連合会長が、支部リーダーには各支部長があたります。指示系統に従ってブロック長は本部からの指示を支部リーダーに伝え、支部リーダーはこれを各SS事業所へ伝達します。

また、ブロック長と支部リーダーは、所属支部での救援活動の対応に協力し、支部組合員を束ねます。

本部から支援要請を受けた時は支援要員の選出・確保など災害対策に協力します。災害対策本部が機能しないときは、これを代行します。

災害時における「緊急車両」への優先供給について



救急車等特殊車両以外の「緊急車両」は、左記の標章を携行している車両です。

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2. 被災SS事業所への救援体制

大規模災害時において、SS事業所に被害が発生した場合には、近隣SS事業所をはじめ、全組合員が協力支援を行います。被災したSS事業所の被害の軽減と通常営業への迅速な回復を計ることが急務であり、円滑に救援活動ができる組織作りが不可欠です

そのためにも各SS事業者から救援要員を選出し、班・隊を組織し支部リーダーの指示のもとに速やかに行動できる体制の整備が必要となります。

被災SS事業所への救援には、その事業所に最も近いSS事業所があたることを基本とし、近隣のSS事業者の救援要員の方はいつでも要請に応じられる準備が必要です。事態次第では二次、三次の救援も求められます。

さらに、被災現場へ赴いた救援要員は、被災SS事業所の救援活動が一段落した後において、余力があれば被災地域住民への手助け・支援など積極的に協力を行います。

1) 被災SS事業所への救援要員の編成と配置・順列の確立

予め各SS事業者ごとに、規模に応じた人員を選出し、これを4~5名を一つの班とし、これに長を定め、ブロック単位で数班を編成し、支部リーダーがこれを統括して指揮する体制を整えます。

- ① 支部の中でさらに地域割りをし、支部の規模に応じて数班に分ける。
- ② 一班を4~5名で編成。(車一台に便乗して行動できるように)
- ③ 被災したSS事業所へは、被災を免れたSS事業所で現地に最も近い事業所が救援にあたることを原則とする。
- ④ 各救援班には、長を定め、支部リーダー不在で行動する時は、この班の指揮をとる。

チェックポイント

災害発生ともなれば、被災地では停電や電話線の断線、あるいは携帯電話の使用不能など連絡手段に窮し、被災情報の収集にも支障をきたすことも考えられます。



- ・事前にあらゆる通信手段を検討しておく！

3. SS事業所における防災対策

1) 発生時に備えて

各SS事業所において予め防災対策の責任者、同代理人を選出し、添付資料に基づき、各役割分担を定めて、いつでも目に付きやすい場所に掲示します。

添付資料：① ガソリンスタンド災害時任務分担表 ······ P 14

② 緊急連絡先一覧 ······ P 15

③ 地震発生時施設点検表 ······ P 16

④ 営業再開時施設点検表 ······ P 17

⑤ 被災状況報告シート ······ P 18

⑥ 災害対策本部組織と指示系統図 ······ P 19

非常時に備えて、的確・円滑に対応できるように上記の添付資料①～⑥を常備して活用します。

また、各SS事業所の責任者は、災害発生時の状況に応じて正確な情報を収集し、これを対策本部へ連絡します。

2) 警戒宣言が発令されたら？

(東海地震が発生するおそれがあると認められた場合等)

- ① 事業所内の火気制限の確認
- ② 事業所内の警戒態勢の確認
- ③ 連絡手段の確保及び情報の伝達
- ④ 事業所内の状況把握
- ⑤ 発生時に備えた安全対策上の適切な措置

③ 地震が発生したら？

- ① 給油の停止（フルサービス） / ① 給油の緊急停止（セルフサービス）
- ② お客様、従業員及び自身の安全の確保
- ③ セールスルームのドアを開ける
- ④ 火の元の確認
- ⑤ SS施設の安全確認と周辺の道路、交通の被害状況を確認
- ⑥ お客様への対応
- ⑦ ブレーカを落とす

④ 被災地SSの心構えと対応

ひとたび災害が発生すれば、一時的にせよ営業が停止するなどで給油する車両で混乱することが予想されます。特に冬場であれば暖房用灯油に殺到する事態も予想され、適切な対応が求められます。

■ 緊急車両等給油車両の優先順位

- ① 消防・警察・自衛隊・救援物資・復旧などの緊急車両
- ② 病院関係者・身障者・高齢者施設関係の車両
- ③ けが人等の搬送車両
- ④ 一般車両

以上の順位を遵守して、給油に努めるとともに、下記の事項にできる限り協力する。

■ 被災地で心掛けること

- ① 車両への燃料補給、市民への暖房燃料の供給
- ② 防災のための資機材の貸し出し
ジャッキ、バール、のこぎり、ロープ、消火器、救急箱など
- ③ 防災活動に必要な情報の提供
- ④ 車両スペースの一時提供
- ⑤ トイレの貸し出し
- ⑥ 避難場所への案内・誘導
- ⑦ その他スタンドの実情に応じた防災・支援活動への協力

なお、給油の際の給油量は公平を保ち、価格は被災直前の適正価格とし、無償などの行為は行わない。基本的には一般車両に関しては現金販売を原則とする。



4. 被災地 S S 事業所への救援活動とその地域での手助け・支援活動

1) 救援・支援行動の手順

○○ S S 事業所に被害発生

対策本部よりブロック長へ救援隊の派遣を要請。

さらに支部リーダーへ、これを受け支部リーダーは救援要員を選定し指揮をとる。

要請を受けた救援要員（班構成員）はその長のもとで伝達される情報をもとに被災 S S 事業所へ向かいます。（途中、逐次ブロック長へ行動状況を伝えます。）



被災地に入った救援要員は速やかに救援活動を開始するとともに被災状況はじめ周囲の様子等を支部リーダー又は、ブロック長に伝達し、必要な時は二次支援を依頼します。



救援要員は、被災 S S 事業所での救援活動が終結したのちは、被災地域の避難者の誘導など、種々の救援団体とともに地域の一般住民の手助け・支援活動に進んで協力します。



救援要員は、被災地での活動を終えたのちは、現地被災状況を把握した上で正確にブロック長（支部リーダー）に報告し、活動の収束は警戒宣言の解除を目安とし、隊長（支部リーダー）の指示に従います。

2) 被災地での救援要員の役割

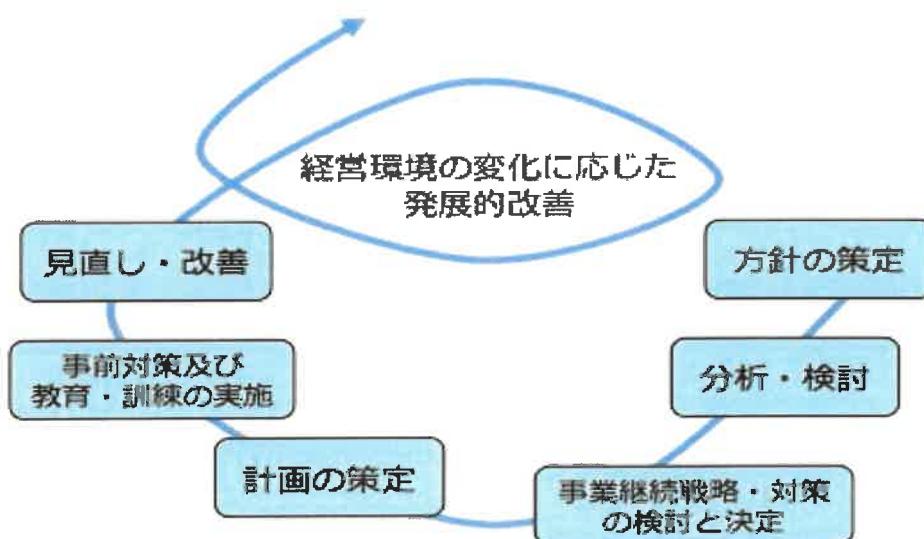
支部リーダーの指揮のもとで、被災したSS事業所の救済に赴く救援要員は、第一に被災したSS事業所での支援・救援活動と同時に被災地の状況を支部リーダーもしくはブロック長に報告します。その後に、地域社会への手助け・支援の活動を行います。

チェックポイント

救援要員は、その服装に十分配慮すると同時に、出動する時間帯が不確定であり、非常持ち出し用としてリュック等を常に準備し応急手当セット、ラジオ、懐中電灯などを入れ、用意しておく必要があります。

■ 最後に・・・

事業継続計画（BCP）におけるPDCAサイクルとして、計画策定後も事前対策及び従業員への教育・訓練の実施等定期的に見直しや改善を図っていきます。





① ガソリンスタンド災害別任務分担表

	火 災	油 流 失	地 震
消防隊長 (所長)	(通報係)	(通報係)	—
消防隊長 (所長)	(避難誘導係)	(避難誘導係)	—
	(消火係)	(消火係)	(点検係) <input type="checkbox"/> 地下タンク <input type="checkbox"/> 電気設備 <input type="checkbox"/> 検知機 <input type="checkbox"/> 計量機 <input type="checkbox"/> その他施設

② 緊急連絡先一覧

※常に目につく場所に掲示しておきましょう

	名 称	電 話	住 所
所轄警察署			
所轄消防署			
市町村役場			
地元の電力会社			
地元のガス会社			
地元の電話会社			
地元の道路情報			
地元の病院			
緊急避難場所			
給水場所			
井 戸			
近くの同業者			
石油元売会社			
協力会社			
計量機メーカー			
タンク・配管業者			
建設業者			
電気業者			

③ 地震発生時施設点検表

施設名

点検事項	点検内容	日 時		年 月 日 担当者	
		正 常	異 常		
計量機	転倒、傾斜等				
	内部の油漏れ				
地下タンク・配管					
注入口					
建 物					
防火扉					
キャノピー	天井の落下				
	幕板の落下				
	照明器具の落下				
	支柱の傾斜				
ドライブウェイ	大きな地割れ、陥没				
電気設備	電気の供給				
	漏電				
給油の試運転	エアーを噛む				
	濁りがないか				
	通常より時間がかかる				
水 道	使用可能				
電 話	通話可能				
ガ 斯	利用可能か				
ポンプ室・油庫 整備室等	室内機器の変形、損傷 油漏れ				
付属設備（洗車機 ・混合油調合機 等）	損傷、変形				
	油漏れ				
漏洩検査管	損傷、変形				
	土砂等の堆積				
給油取扱所周囲	倒壊危険物件の有無等				
	地盤沈下				
その他の異常	上記以外の異常				

燃料の在庫量	ガソリン	K L	軽油	K L	灯油	K L
	特記事項（電気・水道を復旧すれば可能な場合）					
(この表の使い方)						

1. 震度5強以上の地震が発生した場合は、この点検表により施設の安全点検を行う。

2. 点検事項毎に点検結果を、正常ならば○、異常ならばその内容を記入する。

3. 異常がある時は、補修等の後、再度点検を行い、営業の再開は全項目に○印又は営業に支障がないことを確認してから再開する。

④ 営業再開時施設点検表

施設名 営業再開時 年 月 日 担当

点検事項	点検内容	日 時	年 月 日		担当者
		正 常	異 常		
計量機	転倒、傾斜等				
	内部の油漏れ				
地下タンク・配管					
注入口					
建 物					
防火塀					
キャノピー	天井の落下				
	幕板の落下				
	照明器具の落下				
	支柱の傾斜				
ドライブウェイ	大きな地割れ、陥没				
電気設備	電気の供給				
	漏電				
給油の試運転	工アーを噛む				
	濁りがないか				
	通常より時間がかかる				
水 道	使用可能				
電 話	通話可能				
ガ ス	利用可能か				
ポンプ室・油庫 整備室等	室内機器の変形、損傷				
	油漏れ				
(洗車機・混合油 調合機等)	損傷、変形				
	油漏れ				
漏洩検査管	損傷、変形				
	土砂等の堆積				
給油取扱所周囲	倒壊危険物件の有無等				
	地盤沈下				
その他の異常	上記以外の異常				

燃料の在庫量	ガソリン	K L	軽油	K L	灯油	K L
	特記事項（電気・水道を復旧すれば可能な場合）					

(この表の使い方)

- 震度5強以上の地震が発生した場合は、この点検表により施設の安全点検を行う。
- 点検事項毎に点検結果を、正常ならば○、異常ならばその内容を記入する。
- 異常がある時は、補修等の後、再度点検を行い、営業の再開は全項目に○印又は営業に支障がないことを確認してから再開する。

⑤被害状況報告シート（ガソリンスタンド用）

あ
ら
か
じ
め
記
入
し
て
お
く

年　月　日 AM:PM 時　分　記入社名

発信元：（自社）：会社名

FAX：

TEL：

携帯電話

Email：

住　所

（FAX.TEL.携帯電話、Emailのうち、連絡手段として可能なものに□をつけること。）

発信元：（自社）：会社名

FAX：

TEL：

携帯電話

Email：

住　所

（代替発信先）：上記の発信先の連絡手段が遮断されている場合。

FAX：

TEL：

携帯電話

Email：

住　所

※以下の項目のうち、ア、イ、については、優先的に支部リーダーまたは地区ブロック長に連絡すること。

ア. 給油の状況（複数に○をつけても可）

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 1. 通常給油ができる。 | 5. 給油できない。 |
| 2. 手回し、または外部発電機で給油ができる。 | 6. 給油できない。 |
| 3. 給油できない（安全を確保していない） | 7. 給油できない。（人員が配置できない。） |
| 4. 給油できない（停電している） | 8. その他（ ） |

イ. 周辺の道路・交通の被害状況（状況把握が困難な場合は空欄でも可）

道路・場所等	被　害　状　況

〈特記事項〉

⑥ 災害対策本部の設置と組織図

三重県防災対策部 災害対応・連携課
TEL 059-224-2186
FAX 059-224-2199

地域拠点 S S

桑員地区ブロック長
(株) 谷口リテール販売
TEL 059-325-7353
FAX 059-325-7526

北勢地区ブロック長
(株) 林林興業
TEL 059-353-1171
FAX 059-354-2886

鈴鹿・龜山地区ブロック長
三重交通商店 (株)
豊永 久
TEL 059-255-2240
FAX 059-255-2997

伊賀・名張地区ブロック長
(名) 藤室商店
TEL 0595-37-0331
FAX 0595-37-0333

中勢地区ブロック長
家城石油 (株)
長谷川拓示
TEL 059-262-3158
FAX 059-262-2299

松阪・大台地区ブロック長
小島石油 (株)
小津邦義
TEL 0598-21-0226
FAX 0598-21-3557

南勢地区ブロック長
(株) 藤村敏明
TEL 0599-23-5001
FAX 0599-23-6556

東紀州地区ブロック長
小島石油 (株)
小津邦義
TEL 0598-21-0226
FAX 0598-21-3557

TEL 059-225-5981
FAX 059-226-5543

桑名地区リーダー
石崎石油店
石崎嘉宏
TEL 0594-22-1461
FAX 0594-22-2312

四日市北地区リーダー
森石油 (株)
森 徹一
TEL 059-365-0715
FAX 059-365-9011

鈴鹿地区リーダー
黒田石油店
黒田泰啓
TEL 059-374-0326
FAX 059-374-0864

伊賀地区リーダー
(名) 藤室商店
藤室伸一
TEL 0595-37-0331
FAX 0595-37-0333

津地区リーダー
宮崎石油 (株)
宮崎 徹
TEL 059-230-1233
FAX 059-230-1170

松阪地区リーダー
給定燃料
鈴木敏睦
TEL 0598-23-0130
FAX 0598-23-1664

伊勢地区リーダー
三重交通商事 (株)
龍野正信
TEL 0596-36-3550
FAX 0596-36-3900

鳥羽地区リーダー
辻村敏治
TEL 0599-25-3837
FAX 0599-25-6945

紀北地区リーダー
(有)高村石油
高村純行
TEL 0597-22-0559
FAX 0597-22-3013

員弁地区リーダー
(株) 中村石油
中村武司
TEL 0594-76-2472
FAX 0594-41-2227

北勢地区リーダー
林興業 (株)
林 浩一
TEL 059-353-1171
FAX 059-354-2886

龜山地区リーダー
(株) 栄木屋
山本佳秀
TEL 0595-82-7272
FAX 0595-83-1671

名張地区リーダー
(株) 津崎燃料店
津崎嘉孝
TEL 0595-63-0712
FAX 0595-63-0712

大台地区リーダー
(株) 林林商店
中桐哲也
TEL 059-255-3165
FAX 059-255-4954

鳥羽地区リーダー
辻村敏治
TEL 0599-72-0262
FAX 0599-72-3219

南志摩地区リーダー
(有) 煙重石油
畠中 黑
TEL 0597-91-1333
FAX 0597-91-1334

三重県石油商業組合